

三重県リバウンド阻止重点期間

令和3年10月1日（金）～14日（木）

7月下旬から増加し始めた感染者数は8月に入り爆発的に増加し、8月26日には515人となるなど、過去最大の感染拡大の波となりました。感染者の急増とともに、入院される方、重症の方も増加、自宅で療養いただく方も最大で4,000人を超えるなど、医療機関、保健所にかかる負荷はこれまでにないものとなり、感染拡大を食い止めるため、「三重県緊急警戒宣言」「三重県まん延防止等重点措置」さらには「三重県緊急事態措置」と対策を強めてまいりました。

こうした厳しい措置への県民の皆様のご協力により、9月以降感染者数は大きく減少し、モニタリング指標等も着実に改善傾向にあることから、「三重県緊急事態措置」は、9月30日をもって終了させていただきます。県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策をしっかりと行っていたいたおかげであり感謝を申し上げます。また、最前線で命を救うため、ご尽力をいただきました医療機関の皆様に改めて感謝を申し上げます。

過去に例のない最悪ともいえる感染爆発の状況は脱したものの、依然として入院されている方や宿泊施設、自宅等で療養されている方も多く、医療提供体制には多くの負荷がかかっています。今はまだ予断を許さない状況であり、第5波を完全に収束させるために対策を続けなければなりません。そのため、

10月1日（金）から10月14日（木）まで

「三重県リバウンド阻止重点期間」

と位置づけ、対策を行ってまいります。対策は県下全域で実施しますが、地域の感染状況に応じ、段階的に措置内容の緩和を行います。

【実施区域】県全域

【対策強化区域】四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市

なお、感染状況に応じ早期に終了することも検討いたします。

引き続きの要請となり、大変心苦しい限りですが、県としても、ワクチン接種を着実に進めるとともに、今後の感染拡大に向けた医療提供体制の検討、これまでの厳しい措置により大きな影響を受けた事業者の皆様への支援などに、引き続き取り組んでまいります。

県民の皆様におかれましては、第5波を確実に収束させ、第6波を起こさない、起きたとしても小さく抑えるためにも、感染が収まりつつある中ではありますが、改めて日常生活において感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

令和3年9月28日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ

①移動について

- 外出や移動の際には、混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動してください。また、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を避けるようお願いします。
- 県境を越える移動の際は、飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域への移動は生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。また、それ以外の地域への移動についても感染防止対策を徹底し、ワクチン未接種の場合は、検査を受けていただくなどの対策をお願いします。

【以上について特措法¹第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

②感染防止対策の徹底

- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。
【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- 飲食の場面では、少人数・短時間の飲食であっても、会話の際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」を実践するなど、特に飛沫感染に注意した感染防止対策を徹底してください。
- ワクチンには新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められていますが、ワクチン接種を2回済ませていても感染した事例も確認されていますので、ワクチン接種を終えた方も、マスク着用、手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止対策を実施してください。
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- Go To Eat食事券の利用は、テイクアウト、デリバリーを除き、控えてください。

2. 県外の皆様へ

- 飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域にお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、三重県への移動の際は、感染防止対策を徹底し、ワクチン未接種の場合は検査を受けるなどの対策にご協力をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力をお願いします。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

3. 事業者の皆様へ

①飲食店等の営業時間短縮等

○感染の入口となる場面を少しでも減らすとともに、人流を抑制し、接触機会を低減するため、対策強化区域内の飲食店²において、営業時間を20時までに短縮するよう要請します。(20時から翌日5時までは営業を行わないよう要請します。)

なお、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」(飲食店向け)の認証を取得している飲食店については、営業時間を21時までとする緩和措置を受けることができます。また、緩和措置を受ける場合は、同一グループの同一テーブルへの案内は原則4人以内としてください。

期間中、時短要請に全面的にご協力いただいた県内の飲食店を対象に、協力金を支給します。(要請への協力状況を確認するため、現地調査を行いますのでご協力をお願いします。)

要請区域 【対策強化区域】	営業時間短縮要請等	
	飲食店	「あんしんみえリア」 認証店の緩和措置
四日市市 鈴鹿市、亀山市 津市	営業時間：20時まで	営業時間：21時まで

○対策強化区域において、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。

○飲食を主として業としていない店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合は、換気の確保等、感染対策を徹底してください。

○飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策(マスク、手指消毒など)を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。

○対策強化区域内の食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を20時までに短縮するよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)において結婚式を行う場合も同様としてください。

【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

² 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

- 対策強化区域の建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の別紙Ⅰに記載の施設においては、人流の抑制、接触機会の低減のため、営業時間を 20 時までとするなど可能な限りの対策をご検討いただくようお願いします。
- 集客施設（別紙Ⅰに記載の施設）においては、入場者の整理等により、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくようお願いします。
- 飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。

②感染防止対策の徹底

- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、休暇中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。
- 社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。特に県外との往来が多い若い世代の方をアルバイト等で雇用されている事業所においては対策を徹底してください。
- 高等教育機関等においては、自宅や屋外であっても「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
- 小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いします。

【以上について、特措法第 24 条第9項に基づく協力要請】

5. 偏見や差別の根絶について

- 感染された方やそのご家族、治療にあたっている医療従事者、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方等が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

別紙 1

施設の種類	施設例
劇場等（第 4 号）	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等
集会場等 （第 5 号） （第 6 号）	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等
ホテル等 （第 8 号）	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
博物館等 （第 10 号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 (図書館を除く)
運動施設及び 遊技場 （第 9 号）	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外 テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、 ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等
	マージャン店、パチンコ店、 ゲームセンター 等
遊興施設（※） （第 11 号）	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、 場外車券売場 等
物品販売業を営 む店舗（第 7 号）	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)
サービス業を営 む店舗 （第 12 号）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)

施設の種類の（ ）内は特措法施行令第 11 条各号を表しています。

※遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、営業時間短縮については協力依頼の対象外とします。

別紙2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・ 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う ＊大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う ＊スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける） ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・ 休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛

別紙（続き）

⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる） ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る ①身体的距離の確保（区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等） ②密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等） ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応